

令和元年余市町議会第2回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午後 2時29分

○招 集 年 月 日

令和元年6月18日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和元年6月20日（木曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	6番	中井 寿夫
余市町議会副議長	11番	白川 栄美子
余市町議会議員	1番	野呂 栄二
〃	2番	吉田 豊
〃	3番	辻井 潤
〃	4番	岸本 好且
〃	5番	土屋 美奈子
〃	7番	近藤 徹哉
〃	8番	吉田 浩一
〃	9番	佐藤 一夫
〃	10番	野崎 奎一
〃	12番	庄 巖龍
〃	13番	安久 莊一郎
〃	14番	大物 翔
〃	15番	中谷 栄利
〃	16番	藤野 博三
〃	17番	茅根 英昭
〃	18番	溝口 賢誇

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	須 貝 達 哉
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	小 黒 雅 文
財 政 課 長	高 橋 伸 明
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	前 坂 伸 也
福 祉 課 長	照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長	成 田 文 明
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長	橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長	山 本 金 五
建 設 課 長	篠 原 道 憲
ま ち づ く り 計 画 課 長	千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長	庄 木 淳 一
水 道 課 長	中 村 利 美
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長	秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長	佐 々 木 隆
教 育 部 長	上 村 友 成
社 会 教 育 課 長	奈 良 論

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

経営状況の報告について

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
主 幹 枝 村 潤
書 記 細 川 雄 哉

第 1 3 意見案第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める要望意見書

第 1 4 意見案第 2 号 新たな過疎対策法の制定を求める要望意見書

第 1 5 意見案第 3 号 「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める要望意見書

○議 事 日 程

第 1 並行在来線の存続等に関する調査特別委員会中間報告

第 1 6 意見案第 4 号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める要望意見書

第 2 議案第 1 号 令和元年度余市町一般会計補正予算(第 2 号)

第 1 7 意見案第 5 号 特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める要望意見書

第 3 議案第 2 号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)

第 1 8 意見案第 6 号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

第 4 議案第 3 号 余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

第 1 9 意見案第 7 号 高齢に伴う難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める要望意見書

第 5 議案第 4 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

第 2 0 意見案第 8 号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

第 6 議案第 5 号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について

第 2 1 意見案第 9 号 「給食費の無償化」を求める要望意見書

第 7 議案第 6 号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

第 2 2 意見案第 1 0 号 信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める要望意見書

第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 2 3 意見案第 1 1 号 国によるフランチャイズ規制法の制定を求める要望意見書

第 9 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について

第 2 4 議員の派遣について

第 1 0 報告第 2 号 株式会社北後志第一清掃公社の第 4 2 期(平成 3 0 年度)経営状況の報告について

第 2 5 閉会中の継続審査調査申出について

第 1 1 報告第 3 号 株式会社余市振興公社の第 2 8 期(平成 3 0 年度)経営状況の報告について

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

第 1 2 報告第 4 号 株式会社まほろば宅地管理公社の第 8 期(平成 3 0 年度)

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和元年余市町議会第 2 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 昨日議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○16番（藤野博三君） 昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員6名の出席のもと、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、委員会中間報告1件、諮問1件、意見案11件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第1、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会中間報告であります。

日程第8、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、意見案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める要望意見書ないし日程第23、意見案第11号 国によるフランチャイズ規制法の制定を求める要望意見書までの意見案11件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第8号につき

まして、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第24、議員の派遣についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第25、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、委員会中間報告1件、諮問1件、意見案11件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員会中間報告1件、諮問1件、意見案11件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会中間報告を議題といたします。

並行在来線の存続等に関する調査特別委員会から会議規則第46条第2項の規定に基づき、当該委員会の調査目的であります北海道新幹線の建設の動向及び地域振興について、JR函館本線の経営継続を含めた並行在来線の維持存続について、国、北海道及び沿線市町村との連携について、以上3件について中間報告をいたしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。申し出のとおり報告を受けることにいたしたいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

並行在来線の存続等に関する調査特別委員会委員長の発言を許します。

○4番(岸本好且君) ただいま議題となりました並行在来線の存続等に関する調査特別委員会中間報告につきまして、これまで調査を進めてきた経過についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、1、北海道新幹線の建設の動向及び地域振興について、2、J R函館本線の経営継続を含めた並行在来線の維持存続について、3、国、北海道及び沿線市町村との連携についてを調査目的に平成27年第3回定例会において設置され、これまで11回にわたり委員会を開催し、調査を進めてまいりました。

ご承知のとおり、北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線の経営分離への同意について北海道から余市町の意向について回答を求められ、平成23年第4回定例会において並行在来線の経営分離への同意について行政報告がなされたところで、並行在来線については、地域住民の通勤、通学、通院など生活する上でなくてはならない必要不可欠な交通手段であることから、議会としてもJ R函館本線の存続に関する要望意見書が全会一致で可決されてきた経過、さらに今後のまちづくりを進める上からも最重要課題であるとの認識から前期議会に引き続き本特別委員会で慎重審議をしてきたところであります。

委員会といたしましては、並行在来線の存続に関し平成29年7月24日に木古内町及び道南いさりび鉄道株式会社に出向き、並行在来線の経営分離前、分離後の沿線自治体の対応、道南いさりび鉄道開業に至るまでの経緯を研修し、開業後の経営

状況についても会社側から説明を受けてきたところであり、また平成29年9月12日に開催された北海道の鉄道と並行在来線の存り方を考えるフォーラムに委員会として出席し、見識を深めてきたところでもあります。

それでは、調査目的別にそれぞれの経過についてご報告申し上げます。

初めに、北海道新幹線の建設の動向及び地域振興についてであります。北海道新幹線新函館北斗札幌間は大半がトンネルになっており、工事の進捗状況の説明がなされ、また朝里トンネルの発生土については本町登地区の民地への搬入に伴い周辺住民の説明会、さらに登小学校への説明も実施済みとの説明があり、調査の過程で各委員からは、1、朝里トンネルの残土には重金属が含まれている可能性があり、土壌分析の体制はどのようになっているのか。2、札幌でも重金属とかヒ素の報道がなされているが、仮に登地区に搬入する残土に含まれていた場合の対応。3、残土の置き場所の下には川があり、残土搬入前、搬入後の水質検査が必要ではないか。これに対し理事者側から、1、鉄道・運輸機構からは重金属が混入していないかの検査は掘削前、掘削後、2段階で検査し、定期的に報告するとの確認をしている。2、登地区への搬入は完全に重金属が入っていないということで受け入れをする。仮に重金属が入っていた場合は鉄道・運輸機構とは協議をし直しとなる。3、水質検査については必ず実施するよう申し入れており、また余市川土地改良区にも工事の進捗、計画等もあわせ検査結果は随時報告するよう指導しているとの答弁がありました。

今後においても、北海道新幹線新函館北斗札幌間の建設工事にかかわる残土については慎重な対応が必要であります。

次に、J R函館本線経営継続を含めた並行在来線の維持存続についてであります。余市駅の乗降客数の把握の必要性について多くの意見が出さ

れておりますが、JR北海道が正式に公開していないため、本委員会に提出できない旨の答弁がありました。委員会として、余市駅の乗降客数の把握は基礎となる数字であり、引き続き調査が必要であると考えています。余市駅の利便性向上については各委員よりさまざまな観点から提言があり、1、交通系ICカード導入は本町を訪れる多くの観光客に非常に大きな不便を与えている現状を一刻も早く解消する必要があるのではないか。2、余市駅東側の開発、駐車場を含めた乗降口の新設によりJR駅利用者の増大を図る必要があるのではないか。これに対し理事者側より、1、JR北海道に対し余市町、余市商工会議所、余市観光協会の3者でICカードの導入、駅構内1番線ホームの屋根の延長、跨線橋のバリアフリー化について要望したが、JRの回答としては、余市駅の利用者がふえている現状は把握していること、またICカードを利用している方も多く、余市駅のICカード導入については導入方法も含め現在勉強中であるとの回答を得ている。駅構内1番線ホームの屋根の延長については、安全対策への投資を優先しており、延長は困難。跨線橋のバリアフリー化については、バリアフリー法の規定により利用者が3,000人以上の駅については基準があるが、余市駅は満たしていない状況であることから、困難との回答を得ている。2、余市駅東側からの乗降は利便性が向上することは認識しているが、東側乗降口設置は線路の規定や安全面からも非常に難しいが、JR側と協議していきたいとの答弁がありました。

在来線の維持存続については、駅の利便性向上を図り、乗降客をふやすことが重要であり、町長からも経営分離は決まった規定ラインで、JRと話してもなかなか明かれないというのが現実ではあるが、実際に乗降客もいる余市までは利便性を踏まえ、一つの交渉材料になるのではないかと考える。余市までは乗降客が多いので、引き続

き話をしていきたいという方針であるとの答弁がなされており、委員会としても引き続き調査が必要であります。

次に、国、北海道及び沿線市町村との連携についてであります。北海道と沿線市町村で北海道新幹線並行在来線対策協議会が組織されており、協議内容について引き続き調査を進めるとともに、北後志を初めとする各自治体、関係機関、団体と連携しながら、慎重な審議が必要だと考えております。

以上がこれまで本特別委員会で慎重審議されてきた経過でありますので、議員各位におかれましては、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げ、並行在来線の存続等に関する調査特別委員会の中間報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長からの報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で並行在来線の存続等に関する調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、議案第1号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第2号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、平成28年度から平成30年度までの退職職員に係る退職手当組合への追加負担金確定に伴う精算納付金の計上と平成30年度の歳入歳出確定に伴い、令和元年度への繰越金が2億981万2,190円と確定したことから、法令に基づく財政調整基金へ

の積立金と地方創生推進交付金の令和元年度交付決定通知を受けたことに伴う食の都プロジェクト推進事業の関連経費、さらにはプレミアム付商品券事業の関連経費の増額補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金の補正計上を行ったものであります。

民生費におきましては、幼児教育、保育無償化に伴うシステム改修等事務費の補正計上を行ったものであります。

衛生費におきましては、周産期医療支援事業に係る本町負担額の補正計上と風疹予防の追加的対策に係る事務費の増額補正計上を行ったものであります。

教育費におきましては、大川小学校アスベスト除去工事に係る国庫補助金の採択による財源の組みかえ計上とニッカウキスキー株式会社が保有する建造物の国の重要文化財指定に向けた調査費等の増額補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国、道支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求めて、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額 2 億 3,638 万 2,000 円を既定予算に追加した予算総額は 94 億 6,480 万 7,000 円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第 2 号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 議案第 1 号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第 2 号）。

令和元年度余市町の一般会計の補正予算（第 2

号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,638 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 94 億 6,480 万 7,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 6 月 18 日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4 ページをお開き願います。3、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 5,150 万 4,000 円、4 節共済費 5,150 万 4,000 円につきましては、退職手当組合精算納付金の補正計上でございます。

4 目財産管理費、補正額 1 億 1,995 万 4,000 円、25 節積立金 1 億 1,995 万 4,000 円につきましては、決算剰余金のうち法令に基づく財政調整基金積立金 1 億 1,000 万円、寄附による余市町ふるさと応援寄附金基金積立金 995 万 4,000 円の計上でございます。

5 目企画費、補正額 4,189 万 6,000 円につきましては、プレミアム付商品券事業に係る経費につきまして事務の一部と換金業務などを委託することに伴い、事務費の減額と委託料の増額補正でございます。

14 目食の都プロジェクト推進事業費、補正額 1,187 万円につきましては、当初予算計上分に加え、今回補正計上いたしました 8 節報償費から 19 節負担金補助及び交付金までの 1,187 万円を加えたトータル事業費 3,300 万円が地方創生推進交付金事業として採択されたことに伴う関係経費の追加計上でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目心身障害者対策費、補正額 112 万 2,000 円、13 節委託料 112 万 2,000 円につきましては、就学前の障害児の発達支援の無償化に伴うシステム改修委託料の追加計上

でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額423万3,000円につきましては、4節共済費から13節委託料まで幼児教育無償化に向けての関係事務費の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額230万7,000円、19節負担金補助及び交付金230万7,000円につきましては、周産期医療支援事業負担金の補正計上でございます。

3目予防費、補正額33万2,000円、11節需用費11万6,000円、12節役務費21万6,000円につきましては、風疹抗体検査、ワクチン接種に係る事務費の補正計上でございます。

7目保健健康推進費、補正額105万6,000円、8節報償費29万円、11節需用費1万円につきましては、北海道市町村振興協会助成金を受けて実施いたします地域づくりセミナー開催に係る講師報償金と事務費の補正計上でございます。13節委託料75万6,000円につきましては、健康管理システム改修委託料の計上でございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、補正額30万円、8節報償費29万円、11節需用費1万円につきましては、北海道市町村振興協会助成金を受けて実施いたします地域づくりセミナー開催に係る講師報償金と事務費の補正計上でございます。

10款教育費、2項小学校費、3目学校改修整備費、補正額ゼロ円につきましては、大川小学校アスベスト除去工事が国庫補助事業の採択となったことから、財源の組みかえ計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、7目文化財総務費、補正額180万円8,000円、9節旅費から13節委託料につきましては、ニッカウキスキー株式会社北海道工場の重要文化財指定に向けた調査経費の追加計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。下段でございます。

2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額5,819万9,000円、1節総務費国庫補助金5,819万9,000円につきましては、事業採択による地方創生推進交付金1,630万3,000円とプレミアム付商品券に係る事務費補助金1,689万6,000円、事業費補助金2,500万円の計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額583万5,000円、1節社会福祉費国庫補助金112万2,000円につきましては、障害者総合支援事業費補助金の補正計上でございます。2節児童福祉費国庫補助金471万3,000円につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金の補正計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額54万4,000円、1節保健衛生費国庫補助金54万4,000円につきましては、健康管理システム改修費補助金37万8,000円と風疹抗体検査事業補助金16万6,000円の計上でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額739万6,000円、1節小中学校費国庫補助金558万8,000円につきましては、大川小学校アスベスト除去工事に係る学校施設環境改善交付金の補正計上でございます。3節社会教育費国庫補助金180万8,000円につきましては、近代和風建築等総合調査費補助金の計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額995万4,000円、1節総務費寄附金995万4,000円につきましては、406件の余市町ふるさと応援寄附金でございます。

19款繰入金、5項教育施設建設整備基金繰入金、1目教育施設建設整備基金繰入金、補正額558万8,000円の減、1節教育施設建設整備基金繰入金558万8,000円の減につきましては、大川小学校アスベスト除去工事の補助採択に伴う繰入金の減額計上でございます。

19款繰入金、7項職員等退職手当負担金基金繰

入金、1目職員等退職手当負担金基金繰入金、補正額5,150万4,000円、1節職員等退職手当負担金基金繰入金5,150万4,000円につきましては、歳出における退職手当組合精算負担金の計上に伴う繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1億793万8,000円、1節繰越金1億793万8,000円につきましては、必要となる一般財源の追加計上でございます。

次のページをお開き願います。21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額60万円、1節雑入60万円につきましては、北海道市町村振興協会助成金の補正計上でございます。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○12番（庄 巖龍君） 歳出の4ページですか、食の都プロジェクト推進事業の中の広告、PR、またあるいは販路拡大事業という形で費用対効果というものについてはどのようにお考えになっているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○商工観光課長（橋端良平君） 12番、庄議員からのご質問でございます。

食の都推進プロジェクト推進交付金の広告、広報PR事業並びに販路拡大事業に関する費用対効果に関するご質問でございますが、今の時点で費用対効果がどの程度あるということは申し上げる資料は持ち合わせてございませんけれども、この事業を計画した時点でまず4つの目標、指標というものを設定してございます。その一つが1次産業への新規就業者数、次に年間観光入り込み数、次に1次産業の生産高、最後になりますけれども、新規開発商品数、この4つの指標をもってこの実施した事業の効果というものを検証していこうか

と考えてございますので、現時点ではどの程度見込んでいるということは申し上げられませんが、事業実施の効果は今後見きわめていきたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○12番（庄 巖龍君） 先月ですか、私も予算委員会のときにちょっとお話をさせていただいたのでございますけれども、余市町の食品、あるいは余市町の産品を海外だとか、そういったところに販路を見つけていくべきではないかということをお願いしました。あわせて、6月1日からふるさと納税の制度も変わったということでございますので、積極的にそういったことでは海外向けに販路を広げていただきたいなという思いがございます。そのような中で、たしか先月の連休明けだと思うのですが、余市町に中国の農水部長さんか誰かがお越しになったという話をちらっと聞いたことがあるのですけれども、それで町長が対応し、余市町を2日ぐらい見ていったという話を聞いてはいるのですが、それにつきまして、こういったことも販路拡大という形でつながっているのかなと思うのですが、その辺の関連についてちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお聞きします。

○商工観光課長（橋端良平君） 12番、庄議員からの再度のご質問でございます。

海外ですとか販路拡大という視点でのご質問かと存じますが、まずこのたびの補正予算につきましても9節旅費といたしまして国内外における販路拡大のため、消費拡大のためのプロモーションのための旅費というものを計上してございます。また、中国の要人が来られたということは私も承知してございますけれども、担当、対応がたしか観光協会で行ったので、私詳細は承知していない部分はございますけれども、あらゆる機会を捉えてそういった形での販路拡大、消費拡大という部分については意を用いてまいりたいと思いま

すので、よろしくお願ひいたします。

○12番（庄 巖龍君） 今お聞きしましたとおりでございまして、やっぱりふるさと納税にはある程度、3割ぐらいの収入が入ってこない。ない袖は振れないものでございますから、当然のことながら収入をいかにふやしていくかということが必要であろうと。そのための戦略的な余市町としての食のPRという形でこの食の都プロジェクトは推進をされていらっしゃると思います。そのような中で、お話を聞いたところ、中国の要人がお越しになられたというお話も聞いておりますし、そのようなことがあったという事実でございますので、そういった意味ではこれをしてほしいとか、あれをしてほしいとかと町民の要望だけを言うのではなくして、ぜひとも販路を広げていただいて、収入を多く確保していただいて、その中で、地域間競争にはなるかもしれませんが、余市町にこれはあると、余市町の産物を海外、あるいは国際路線などに載せて、どんどん販路を広げていただいて、特に私も中国の農水大臣がお越しになった、町長のところに来られたというお話を聞いたときに大変、町長も「わくわくよいち」というキャッチフレーズの中で、やはりそういった効果があらわれてきているのかなという思いをしながら、この食の都プロジェクトが進んでいるなというふうな思いでおりました。そんな中でぜひとも余市の収入をふやしていただいて、わくわくできるような余市、そしてそれで余市の町民が生き生きと暮らしていけるようなまちづくりをぜひ進めていただきたいと思います。これは、要望でございます。もしよろしければ答弁があればお願ひしたいと思います。

○商工観光課長（橋端良平君） 12番、庄議員からの再度のご質問でございます。

まさに議員おっしゃるとおり収入増という部分がこの今回の食の都の大きな命題でございます。余市町はさまざまな可能性を秘めていながら、と

ある調べによりますと道内179自治体のうち平均所得で165位というような計算も、そういった調査結果もあるというふうに聞いてございます。こういった収入増、そして町民所得の増を望むのがこの食の都プロジェクトでございますので、意を用いて効果的な取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○14番（大物 翔君） 大きく分けて3点聞きたいのですけれども、4ページが中心になります。

1つ目はプレミアム付商品券のことだったのですけれども、消費税の関係もあって、これやるというのはわかっているのですけれども、最大発行額が幾ら予定されていて、それがマックスで発行された場合、余市町内の経済効果というのはどのぐらいになると見ているのかなというのが1つ伺いたい。本来これ福祉事業的な要素なので、経済効果ではかるといのは余りなじまないのかもしれないのですけれども、なまじ現ナマが動くものですから、その辺も1つ片方の目で見っていく必要があるのかなと思うので、あえて伺います。

2つ目としては、食の都なのですけれども、やる以上はうまくいっていただきたいという気持ちはある一方で、では顧客は誰なのだと。誰を呼びたいのだと。誰にアプローチしていきたいのだというものがちょっとこれだけだとまだわからないものですから、結局私ぐらいの人に広告を、訴えていきたいという場合と例えば外国の貴族のような大金持ちの人に訴えかけていくのであれば、広告の手法も手段も打ち方も全く変わってくると。あるいは、いろいろな人多分呼びたいのだろうとは思っているのですけれども、特にどこに力を入れようとしているのか、あるいはそれぞれのセグメントに応じた広告展開というのは当然考えているとは思っているのですけれども、ではそれにふさわしい広告展開というもの、PRというものはどういったものを考えていらっしゃるのか。また、それによってどうやってここまで来てもらうのかとい

う点が2つ目で、さらにこれに関連する分野なのですけれども、予算として見た場合にではそれが具現化したもの何かなと思ったら看板設置というものぐらいしか物的なもので見ることがちょっとできなかったと。恐らくテレビ、ネット、新聞、チラシなどなど別のチャンネルも使っていかれるのだらうと思うのですけれども、全体構想としてどの辺を力入れて、どうやってお客さんにお知らせして呼びたいという構想なのか改めて伺いたいと。

あと、食の都というよりも、これ3点目で、というよりも地方創生という話の、これ質疑というよりも説明を求めたいという話なのですけれども、先月次期定例会にこれの関連予算上げますからという説明を総務文教常任委員会でされていたと思うのです、企画政策課のほうが。その際に地方創生の中でもう一つあった事業として生涯活躍のまちの部分で国において不採択になったという一言だけの説明はあったのです。国のほうで不採択になったこと自体は別にいい、悪くないのだけれども、ただ調査含めて予算を議決してきた我々議会としましては、どういった経過で最終的にだめだよとなったのかという中間の説明が欲しかったなという、それは改めていただきたいと。

もう一つ言うと、たしか3月の予算委員会であったかと思うのですけれども、住民の合意形成がとれなかった関係もあって、この分野は余り進まなくなってしまう部分もあるのだという趣旨の話があったかと思うのです。その中で当時の担当者の一人が1年間かけて勉強会などなどしながら住民合意形成を図っていきたいのだという趣旨の答弁があったかと思うのです。それと今回の結果として不採択になったということの整合性はどうなっているのか。また、1年間かけてと言っていた部分は今後も続けていくのか。その上でもう一回申請をかけるという流れをつくらうとしているのか、あるいはもう不採択になったからやらない

よという形で終えんさせていこうとしているのか、その辺の位置関係もちょっとご説明願えたらと思うので、よろしくお願ひします。

○企画政策課長（阿部弘享君） 14番、大物議員の質問についてご答弁申し上げます。

まず、1つ目のプレミアム付商品券の件についてですけれども、こちらについては最大で5,000人を想定してございます。これについては、1枚500円の商品券、これが10枚で1セット、対象者については5冊まで買えるということで、トータル、これは最大でという形になりますけれども、1億2,500万円の効果になるというふうに想定しております。

次、3点目の生涯活躍のまちの件でございませう。これについては、地方創生交付金が不採択という形になりましたけれども、これはいろいろな住民の合意もとれていないということと今回申請したものが事業の経過の内容とか課題、KPI等もいろいろな関連性も弱いということで地方創生に資する事業であることが読み取れないという、認められないということでの不採択というふうになってございます。しかしながら、生涯活躍のまちというのはこれからも町としては取り組んでいかなければならないということになりますから、合意されていない部分をいろいろなセミナー等、住民の合意を図りながらこの生涯活躍の町という事業は展開してまいりたいというふうに考えております。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員からのご質問でございませう。

まず、食の都プロジェクトのターゲットはどこかというご質問でございませうが、議員おっしゃられたように全体的なターゲットもございませうし、セグメントでいうところのターゲットもございませう。ですので、外国人についてちょっと指摘がございましたので、その部分についてまず先にお答え申し上げたいと思ひますけれども、今回の予算

の中で12節、広報PR事業ということで予算を要求といいますか、計上してございますけれども、これにつきましてはまさに訪日外国人観光客向けのものでございまして、アジア全域、9カ国13地域で配布されるパンフレットに本町の観光情報を掲載していただこうと思うものでございまして、富裕層ですと貴族のようなものというようなご指摘もございましたが、そういったものはございませんで、エリア的なターゲットということでアジアを絞っているものでございます。

あと、全体的な食の都のターゲットの考え方でございますけれども、まず消費意欲が旺盛な女性、それも20代から40代の方がまずメインのターゲットになってこようかなというふうに考えてございます。その後にファミリー層ですとか、あとそのほかに時間的、金銭的にゆとり、余裕のあるシニア層ということになるかと思っております。ただし、よく言われますのが家庭における購買決定権というのは基本的には女性が握っていることが多いというふうにお聞きしておりますので、まず女性への働きかけが全体的なプロモーションとしての効果につながっていくものというふうに考えておりますので、そういった形でターゲットを絞って取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

あと、看板のご質問もございました。まず、食の都プロジェクトにつきましては基本的にソフト事業が多うございます。ただし、その中でハード事業といいますのが今回の観光案内看板でございまして、私ども今計画してございますのは後志自動車道余市インターチェンジの開通の利用客に対する利便性の向上と、あとそのほか体験型観光といたしまして、観光農園ですとか、あと農道離着陸場で行われておりますスカイダイビングなどもございますので、そういった方々のご案内という部分の利便性向上のためにインターチェンジをおりて、そして農道離着陸場付近の広域農道に看板

の設置というものを考えてございます。

○14番（大物 翔君） そうしたら、上から順番にいきます。

まず、プレミアム付商品券のほうなのでございますけれども、1億2,500万円が最大発行上限額になるかどうか。わかる。では、その波及効果はどの程度までいけると見ていらっしゃるのか、そこを再度伺いたい。

もう一つ、生涯活躍のまちなのでございますけれども、何となく説明は理解できたのですけれども、当初やろうとしていた事業の重要施設の中に例の航空専門学校跡地を買い取った業者さんの関係というのがあったかと思うのですけれども、いろいろあって関連性薄いから不採択というのはわかりました。とするならば、ただ生涯活躍のまちの構想そのものは今後も進めていきたいと。どこがどうやって担うかは別にしてというのはわかるのですけれども、とするならばではどういう姿を描いているのかを改めて伺いたい。

3つ目のこの食の都のほうなのでございますけれども、主として20代から40代と、もしくはシニアの方を中心にしたいと。わかるのです。ただ、これでも結構広いと思うのです。外国でいえば9カ国13地域、恐らく国内も全域と。ただ、消費意欲が旺盛なのはわかるけれども、肝心かなめの収入がないと消費はできないわけなのです。とすると、大体このぐらいの家計なり、個人でもいいのですけれども、大体この辺の所得層を狙いたいというような眼目というのは、ターゲットというのはちゃんと持っていらっしゃるのかなと。

何でこれを聞くかという、呼ぶ人によって売る商品変わるからなのです、結局。例えば私に10万円のワインがあるのですよと言われても多分絶対買えないと思う、そんな余裕ないと言って。逆に各国間の物価差などもございますので、アジア地域の中では日本ってまだまだ物価の高い土地でもございますので、そうなる現地の所得水準とい

うものを日本円に置きかえていくとおのずと所得階層が当地では比較的高い部類の人たちになってきてしまうのではないかなというふうに思うのですけれども、そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃるのかなど。

あと、看板の話でいえば来た人というところなのですけれども、来てくれるのはもちろんありがたいことなのだけれども、来てもらうために打たなければいけないわけではないですか。まず、紙の広告中心にという話なのですけれども、何でインターネット使わないのかなというのが1つ謎なのです。日本みたく古くから紙文化が発達していて、新聞メディアがあって、テレビがあってという歴史が長い国であっても、ペーパーメディアなどよりも結局電子メディアの伸長のほうが大変世界的には大きいわけではないですか。言ってしまうえば、アメリカに本拠地を置いている巨大なGAF Aと言われている企業だけでも電子広告の9割握ってしまっているというぐらい影響力持ってしまうし、そこから展開されていく情報拡散というのは当然日本も人ごとではないと。そうなってくるとやっぱりこの分野を抜きにして進めていくと訴求効果そのものがきっと薄くなるだろうと。紙も大事なのですけれども、もちろん。多分わざわざ日本まで来るだけの資金的な余裕のある人というのは、恐らくガジェットもたくさん持っていていっしょだと私は想像するのです。では、そこにもちゃんと眼目置いていかないとどこに行こうかなと考えている人のニーズを取りこぼすことになるのではないかなと考えるのですが、その辺の構築はいかがでしょうか。

○企画政策課長（阿部弘享君） 14番、大物議員の再度の質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目のプレミアム付商品券の波及効果ということでございましたけれども、あくまでこのプレミアム付商品券につきましては使用する店舗というのは町内の事業者に限定しようと思っ

いますので、基本的に券が使われる効果というのは町内の事業者に波及するという形で考えておりますけれども、ただ今回のプレミアム付商品券につきましてはあくまで消費税が上がることによるそういった負担が、特に低所得者、そして子育て世代の部分でそういった消費額が上がることの影響を緩和するというようなものですので、あくまでそういった低所得者、そして子育て世代の部分の緩和ということでの事業ということを考えておりますので、ご理解お願いいたします。

また、生涯活躍のまちの事業のことですけれども、どういう姿ということでしたけれども、今現在一旦リセットと言ったら言葉が語弊あるかもわからないですけれども、今の時点でこの生涯活躍のまちがどういう姿というのはこれからという形になると思います。まず、住民の合意形成等ございますから、いろいろな住民ともセミナー等、説明したり、住民等の意見を聞きながら、これからそれをつくっていくという形になると思います。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員からの再度のご質問でございます。

まず、所得層に応じたターゲットの絞り込みという趣旨のご質問かと存じますが、まず私どもの実施しようとするプロモーションにつきましては外国人、インバウンドについては所得に応じてプロモーションを行う、行わないというものは特に考えてございませんで、先ほど申しましたように、エリア的なプロモーションというふうに考えてございまして、ただ紙媒体ではなくてというようなご指摘ございまして、大変説明不足であったのですが、この食の都の当初予算の中で実はもう既に予算化していただいておりますものがございまして、そちらで、悠遊北海道というアジア人、アジア地域で非常に広く閲覧されているサイトがあるのですけれども、そちらのほうには観光情報を既に載せておりまして、今年度もその磨き上げを行おうと思っておりますのでございます。そして、今ニ

セコエリアには富裕層も多く見えております。そして、ニッカのほうにも富裕層もたくさんの方が来ているというふうにお聞きしております。わずかに数ccの、具体的な金額は失念してしまいましたが、1万円、2万円するような試飲もしていく方もいらっしゃるというような状況の中で、余市町はさまざまな商品がございますので、所得の層に応じたラインナップというのはそろっていくのかなというふうにご考えてございます。

あと、観光看板のお話からどのように来ていただくかというお話もございました。こちらにつきましては、この予算中ではないのですが、実はインバウンド観光客、今想定しているのは羽田空港におり立った訪日外国人観光客にどのように高速道路を利用して、余市インターチェンジでおりにいただくかということで、1つ違う予算ではあるのですが、対策を考えているところでございますので、そちらにつきましてはまた改めてちょっとアナウンスさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○14番（大物 翔君） 企画政策課のほうの2つの質問は承知しました。わかりました。ここで終わります。

食の都の続きなのですが、今課長予算上の関係でそういう言い方になったのかなとは思っておりますが、高速道路というのは地方創生の中でうたわれているから、それわかるのですが、何で鉄道の話が出てこないのかなというのが1つ疑問だったのと両方我々にとっては重要だという視点をうちは持っているわけです。地方創生という枠だけで捉えたら高速道路というのが重点フィルターに入っているから、そういう説明になるのかなというのは承知しているのですが、もう一つ、その中で先ほど4つの指標でこの効果をはかっていきたいのだと、食の都自体の、というのが別の議員の方とのやりとりあったのですが、ではどこまでいったら一定の成功と

みなすのかという目標はもちろんちゃんと持っていらっしゃるのかなと思うのですが、例えば1次産業の新規就農者、年間の観光入り込み数、生産高、あるいは商品数となっているのですが、ではこれが計画期間内にどこまでいったら成果があった、もしくはある程度成功したとみなせるのか、その基準をそれぞれ教えてほしいのですが、すけれども。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員の再度のご質問でございます。

確かにターゲットとしては高速道路の利用客、利用者といいますか、そういった部分をメインターゲットとしておりまして、ただし決して鉄道を軽視しているわけではございませんので、鉄道を利用して通称エルプラザにお見えになるお客様に対するホスピタリティという部分につきましても意を用いてまいりたいというふうにご考えております。

あと、目標に対する達成度のはかり方のご指摘かと思っておりますが、先ほど申しました4つの指標、こちらにつきましては1次産業への新規就業者数につきましては、まず期間としては2019年度、今年度から2020年度、2021年度ということでございますが、初年度が新規就業者4名、2年目が5名、3年目が6名、計15名を目標としているものでございます。観光入り込み数につきましては、初年度が2万人の増、これは2年目、3年目も同じく2万人ずつ増加させたいと。計6万人の増加を目標とするものでございまして、次に1次産業の生産高でございますが、初年度が1億円、2年目が2億円、3年目が3億円、計6億円の生産高の増を目標として見込むものでございます。最後に、新規開発商品数ということでございますが、決して余市町が他の地域に比べてお土産品だとか商品が見劣りするものではございませんけれども、ラインナップ強化を目的とするものでございまして、各年度1商品ずつ、3商品を開

発していこうとするものでございます。

○2番(吉田 豊君) 食の都プロジェクト推進事業、この節の説明の仕方を、今すぐ変えてということではないけれども、非常にわかりにくいということが見てわかる。例えば広報PR事業、各節にみんな項を持っていたり、それから商品開発だとか、そういうのも全部節の中にある。基本的なこういうような節の表現の仕方というのはいかなものかなと思っているのです。それで、今すぐどうせよということではないのだけれども、ここはきちんと考えてもらわなければ困る。というのは、例えば決算委員会でこの資料出してくださいとかとなった場合、この各節から全部拾い上げなかったらその合計額が出てこないのです。だから、この合計額はどういうふうになっているのですかといったら、今度逆に節に分けなければだめだから、そういう意味ではこの考え方というのは少しわかりやすく変えたほうがいいと思うのですけれども、まずその部分だけお願いします。

○財政課長(高橋伸明君) 2番、吉田議員からの予算の表記の仕方についてのご質問についてご答弁申し上げます。

今回令和元年度の予算で食の都プロジェクトとしてこれまで各課、主に経済部が中心でございしますが、その部分の予算を1つにまとめて表記すると、そして事業を実施するというのに当たりまして、ほかの今までの計上の仕方と違う表記の仕方、それぞれ個別にやっていたことを1つにするがゆえに各部門ごとに見せたほうがわかりやすいからというようなことで掲載させていただいたものではございますが、実際見ていただいた中でご指摘のような疑問点ですとか見づらいというご指摘がございましたので、これにつきまして次年度以降表記の仕方につきましてまた検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○2番(吉田 豊君) ここに例えば広報PR事

業とか商品開発事業だとか販路拡大事業だとかと、こうなっているのはそれわかっているから、そういうものを外してくれたほうがありがたいのだ。そういうことなのです。事業名はもうわかっているのだから、例えば立て看板設置のやつだったら立て看板設置と書いてくれればそれでわかる。やることは、広報PR事業の立て看板つくるということわかっているのだから。建設の工事の看板なんかつくらないのだから、ここの項目では、だから、これをやってしまうと非常にわかりにくいということだから、今すぐどうせよということではない。ここちょっと考えてみていただきたいと思えます。

○財政課長(高橋伸明君) 2番、吉田議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

今おっしゃられた部分も含めまして新年度に向けて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○18番(溝口賢誇君) 食の都プロジェクトについてちょっと質問というか、これは産業建設常任委員会の中で報告があった中、再度この中身についてちょっとお知らせ願いたいと思えます。

4ページの19節の農業経営基盤整備事業ということの中身と、それと食資源倍増事業という中で123万9,000円という、これの中にはアユの増殖事業とかムール貝とかカキとか含んだ中ではありますけれども、名称が農業基盤とか食の倍増事業とかと大きな名称になっている中、この2つの中身、どういうことをするかちょっとお教え願いたいと思えます。

○農林水産課長(濱川龍一君) 18番、溝口議員のご質問にご答弁申し上げます。

食の都プロジェクト推進事業に係ります19節負担金補助及び交付金の関係でございしますが、1点目でございます農業経営基盤整備事業、こちらにつきましては当初予算で250万円計上させていただいてございます。これにつきましては、

農業の振興の奨励を図るため生産者の意欲並びに生産性の向上を目的として果樹の新植、改植並びに施設資材導入等に対する支援を予定しているものでございます。また、アユ資源増殖事業でございますけれども、こちらにつきましても当初予算で50万円計上させていただいております。こちらにつきましてもこのたび増額するものでございますけれども、余市川におきます資源を確保するためアユの稚魚の放流を行うものでございます。また、ムール貝養殖試験事業につきましても、こちらについても当初予算では15万円計上させていただいておりますけれども、このたび増額させていただきまして、ムール貝の養殖試験にかかわりますムール貝のPR経費ということでポスターやのぼりの作成を考えているところでございます。また、カキ養殖試験事業でございます。こちらにつきましても、当初予算では80万円計上させていただいておりますけれども、このたび増額させていただきまして、こちらにつきましても本町の漁業形態は回遊性資源への依存度が高いのですが、資源の減少や海洋環境の変化等により疲弊が続いておりますことから、水産資源の安定的な生産及び漁業者の所得向上につなげるために養殖事業への支援を行うものでございます。こちらにつきましても、かごや種苗に対する経費を見込んでいるものでございます。

○18番（溝口賢誇君） わかりました。

今農業経営基盤整備ということで果樹の新植というか、補助、そういう取り組みありまして、種類とか、どういう目的のこれ新植というか、生食用か加工用かいろいろな品種別か、その辺の考えもあればちょっとここでお知らせ願いたいと思います。

○農林水産課長（濱川龍一君） 18番、溝口議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

こちらの農業経営基盤整備事業でございますけれども、こちらにつきましてもJAよいちのほう

に補助する事業となっております。現在JAよいちと内容につきまして精査を進めてございますので、こちらのほう各生産者のほうにJAよいちのほうから詳細が決まり次第お知らせすることになってございます。私どもといたしましては、できましたらブドウですとかリンゴにつきましても加工用、そういった不足しているものに充てていきたいという考えを持ってございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○18番（溝口賢誇君） 最後に、お願いという形で、今農業経営基盤という名称でありますけれども、果樹の品種とか、そっちも農業経営基盤と、大きな枠の中でいえばそうだと思いますけれども、基盤整備というのはこれ農業の大事なところで、余市町がそこに関してはちょっとおこなっているところがありますので、今後につきまして農業経営基盤というところを、それというのはどういうことかといったら土地改良とか用排水路の整備とか、そういう面も含んだ中で、品質向上を図るためにはそういう面が基盤になると思うので、その辺は今度は少しは目を向けていただきたいというのが私のお願いでありますので、よろしくお願い致します。

○13番（安久莊一郎君） 同じ5ページの3款民生費、その2目児童福祉費のところですけども、これについて聞きたいのですけれども、10カ月未満の子供の保育サービスというのはどういうふうにして考えられているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、その13節です。13節の委託料というところで子ども・子育て支援管理システム委託料となっておりますけれども、この中身についてお知らせ願いたいと思います。

○子育て・健康推進課長（芹川かおり君） 13番、安久議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいまご質問がございました10カ月未満の保育の部分についてのご質問だったかと思っております

れども、1点目の。その部分につきましては、現在10カ月以上の保育の部分で町の保育所を実施しております。現段階におきましては、いろいろな、さまざまなお母さんですとか保護者のニーズ等も調査しながら今後また考えていきたいと思っておりますけれども、実際に10カ月未満の部分につきましては保育士ですとかスタッフの確保等、多々難しい面もございますので、こちらのほうまた検討課題として考えてはいきたいと思っております。

次に、2点目でございますけれども、子供、子育てというところの支援管理システム改修事業の部分につきましてはですけれども、こちらにつきましては幼児教育、保育の無償化という部分でのシステム改修というふうになってございます。

○13番（安久莊一郎君） 最初のほう、やっぱり10カ月未満の子供の、これ少なからず要望が出ておりますので、ぜひ調べてやっていただきたいと思っております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（羽生満広君） ただいま上程されました議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、令和元年度への繰越金が確定したことから、介護保険特別会計の今後の財政需要などに対応するため、介護給付費準備基金への積み立てを行うものでございます。

なお、歳入につきましては、繰越金に財源を求め、歳入歳出の予算の均衡を図ったところでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、平成31年度余市町介護保険特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,920万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ24億2,837万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。2ページをごらん願います。下段でございます。3、歳出、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額2,920万円、25節積立金2,920万円につきましては、繰越金のうち支出が見込まれる国庫及び道負担金の返還金などを差し引いた残額について介護給付費準備基金に積み立てを行うものでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、上段をごらん願います。2、歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,920万円、1節繰越金2,920万円につきましては、繰越金の追加計上でございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第3号 余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（照井芳明君） ただいま上程されました議案第3号 余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が改正され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、余市町災害弔慰金の支給等に関する条例について所要の改正を行うものであります。改正の主な内容としましては、これまで災害援護資金の貸し付け利率は3%として法律により固定されておりましたが、法律の改正により3%以内とされたことにより、市町村の政策判断に基づき低い利率での貸し付けが可能となり、被災者の返済負担を軽減し、支援の充実強化に資するものでございます。

次に、被災者の災害援護資金の円滑な償還と市町村の確実な債権回収に資するため、被災者が選択できる災害援護資金の償還方法に月賦償還による償還方法を追加し、さらに被災者等により保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸し付けを受けることができるよう災害援護資金の貸付条件の一つであった保証人の必置義務を撤廃するものでございます。

以下、提案文を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年余市町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「災害援護資金」の次に「の償還」を加え、「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第14条及び第15条の規定は、この条例の適用の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害

援護資金の貸付については、なお従前の例による。

以上、議案第3号について提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第5、議案第4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第6、議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につ

いて、日程第7、議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての以上3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第5ないし日程第7を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま一括上程となりました議案第4号ないし議案第6号までの議案3件につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます規約の変更につきましては、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が平成31年3月31日をもって解散したこと、加えて北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約については十勝環境複合事務組合が平成30年3月31日をもって解散したことに伴うそれぞれの組合規約の関係規定の整備を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

初めに、議案第4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和元年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「池北三町行政事務組合」、「日高

地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、一括上程されております議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

令和元年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、一括上程されております議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和元年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局（33）の項中「（33）」を「（32）」に改め、「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「（24）」を「（23）」に改め、「、池北三町行政事務組合」を削る。

別表第2の9の項中「、北空知葬斎組合」、「、日高地区交通災害共済組合」及び「、池北三町行政事務組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上、一括上程されました議案第4号ないし議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしましてそれぞれ変更規約の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案3件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第4号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員としてご活躍いただいております6名の人権委員のうち、松原千鶴子氏が令和元年9月30日をもって任期満了となるところであり、このたび札幌法務局長から候補者の推薦について依頼がありましたので、候補者のご同意を賜りたく、提案申し上げる次第でございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に市町村長は法務大臣に対し当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接、間接に人権

の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされており、今回議員各位のお手元に配付してございます余市郡余市町黒川町581番地20、相坂圭子氏を人権擁護委員としてご推薦申し上げる次第でございます。

それでは、職歴等につきましてご説明申し上げます。相坂圭子氏は、平成元年4月から平成2年6月まで児童養護施設櫻ヶ丘学園に勤務、平成14年から現在に至るまで社会福祉法人よいち福祉会、平成25年5月15日より余市町主任児童委員として現在に至っております。

以上が職歴等でございます。本町といたしましては、人権擁護委員として相坂圭子氏が最も適格であると判断し、ここにご提案申し上げる次第でございます。

なお、任期は令和元年10月から3年でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和元年6月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町黒川町581番地20。氏名、相坂圭子。生年月日、昭和42年9月8日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

昼食を含め午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第9、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長(高橋伸明君) ただいま上程されました報告第1号 繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

繰越明許費として平成30年度から令和元年度に繰り越された事業は、プレミアム付商品券事業でございます。当該事業につきましては、地方自治法第213条の規定に基づき平成30年度余市町一般会計補正予算第10号におきまして繰越明許費の議

決をいただき、財源をつけ令和元年度に繰り越したところでございます。このたび5月末日をもちまして繰越計算書の調製をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めますのでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

平成30年度余市町一般会計補正予算(第10号)の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。平成30年度余市町繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、プレミアム付商品券事業、金額222万7,000円、翌年度繰越額121万3,410円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金121万3,410円。

合計、金額222万7,000円、翌年度繰越額121万3,410円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金121万3,410円。

以上、報告第1号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 繰越明許費繰越計算書については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第10、報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第42期(平成30年度)経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長(成田文明君) ただいま上程されました報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第42期(平成30年度)経営状況の報告について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町が出資しております株式会社北後志第一清掃公社の第42期における経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

以下、報告第2号を朗読申し上げます。

報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第42期(平成30年度)経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社北後志第一清掃公社の第42期(平成30年度)経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和元年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第42期経営状況報告書並びに第43期事業計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第2号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご

承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 事業報告書の4ページのほうに書いてありますごみの収集量の比較だったのですけれども、関連するような話は委員会のほうでもしていたのですけれども、こうやって決算書も上がってきたことですから改めて確認したいのですけれども、伺っている限りでは定期的にごみを収集してくださっている一方で、不適正排出もかなりあると思うのです。話に聞くとところによると、環境対策課の職員さんがほぼ毎日のように町のどこかを走り回り続けて、実質的には回収しに行かない日はないという話を聞いているのですけれども、では年間、最終的にはこうやって処理されていくのですけれども、この中に占める不適正排出の量というのは各カテゴリー、今どのぐらいに上っているのかということ伺いたいと思います。

○環境対策課長(成田文明君) 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

不適正排出につきましては、ご指摘のとおり毎日のように回収している状況でございます。その数値、数量につきましては現在押さえてはございませんが、かなりの数値でございますので、今後におきましても広報、ホームページで周知を図っていきたくと考えております。

○14番(大物 翔君) その中で広報に分別の仕方を改めて入れて、配布して周知を図ったり、いろいろ当局としても頑張っているところだと思っておりますけれども、家庭ごみもちろんそうなのですけれども、その中に事業ごみのほうも入っていらっしゃるかとは思っておりますけれども、それぞれどういうふうな、例えば家庭ごみのほうが圧倒的に不適正排出が多いとか、あるいは事業ごみのほうの不適正が最近ふえてきているとか、そうい

う傾向というものは担当課ではつかんでいらっしゃるのでしょうか。その辺もあわせて伺います。

○環境対策課長（成田文明君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

収集に当たりましては事業系ごみは回収しておりませんので、ただ不適正排出の中で大半は家庭ごみが占めているのですが、事業系ごみと思われるものの中には回収ボックスの中に含まれていることがございますので、それは事業主が特定できた場合には指導させていただいているところでございます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第42期（平成30年度）経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第11、報告第3号 株式会社余市振興公社の第28期（平成30年度）経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長（橋端良平君） ただいま上程されました報告第3号 株式会社余市振興公社の第28期（平成30年度）経営状況の報告について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社余市振興公社の第28期における経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げるものでございます。

以下、報告第3号を朗読申し上げます。

報告第3号 株式会社余市振興公社の第28期（平成30年度）経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社余市振興公社の第28期（平成30年度）経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和元年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第28期経営状況報告書並びに第29期営業計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番（吉田浩一君） 3点お伺いします。

まず、1点目、今期経常赤字で330万円というふうになっていますので、これの主たる要因といえるのかな、余市町がこの決算書をつくっているわけではないですから、その主たる要因としては何と聞いているのか。

2点目として、余市町はそれを見てどう思ったのか。

3点目、当然29期に対してこういうふうをやったらいいのではないかとか、そういう意見を言ったのではないかと思うのだけれども、それはどう

いう意見を言われたのか。

以上、3点お伺いします。

○商工観光課長（橋端良平君） 8番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

まず、赤字の要因でございますが、振興公社の専務取締役からはまず売上げが減少したこと、そしてあわせて経費として人件費が増加したこと、これの2つが大きな要因というふうに伺ってございます。

これに対する余市町の認識でございますが、これまで確かに営業損益という部分では危うい場面もあったわけでございますが、このたびこのような大きな赤字が生じたということに対しては非常にゆゆしき状況であるというか、懸念を抱いております。ただ、今後の見通しについてお尋ねをしたところ、振興公社といたしましてはその解消に向けた取り組みといたしましてSAPICAですとか、そういった交通系のカードをまず販売することを検討していきたいと。あわせて、今インバウンドの外国人旅行客の取り込みのためにキャッシュレス決済なども検討しているということをご伺いいたします。そしてあと、ことしといいますか、昨年その後志自動車道余市インターチェンジの開通によりまして、またことし10連休ということもございましたので、観光客の入り込み、あわせて売上げともに好調な状況であるというふうに伺ってございますので、私もといたしましてもこの好機を捉えて公社の経営改善に向けてきちんとした対応できるように協議を申し入れたりですとか、場合によっては指導していくことも検討したいというふうに考えてございます。

○8番（吉田浩一君） 赤字になった要因は、売上げが少なくなって、経費がふえたということです。たまたま「マッサン」というドラマがあって、それによって売上げが伸びていたというのが実際のところなのではないのかなと私は思うの

です。つまり赤字体質というか、そういう体質にはずっと前から、四、五年前から持っていたのだろうけれども、たまたま「マッサン」があったので、それを何とか回避できていた。それで、それも「マッサン」効果もだんだん薄れてきて、赤字、売上げがぐっと少なくなったというのが本当のところではないのかなというふうに私は想像しています。近年人件費も非常に最低賃金もどんどん上がっているの、そういう面で経費もかかるということもよくわかるし、それで今はと思ったのですが、交通系のカードを売るのであれば、例えばJRは、今使えるのでしたっけ、余市の駅って。使えないですね、電子カードは。それを使いたいという要望は非常に多いはずなのですけれども、ではそういうところまで踏み込んでいくのですか。それだけ検討しますというだけで、実際にそれをやらなかったら販売できないのでしょうか、そのカードだって。では、それを、そういうことを公社単独でJRに対して申し入れたってJRうんと言うのですか。その辺は、そういうことであれば余市町がちゃんと動くかという、そういう姿勢をとらなかつたらうまくないのではないのかな。ただことしは10連休があつて、たまたま観光客がふえたから、売上げが好調ですと言っているだけの話であつて、観光客が来なくなればまた結局もとの、同じだよというのであればまた同じになるのではないですか。今のところずっと経常利益があるので、赤字決算とは言わないのでしょうかけれども、この調子でいったらあと何年か先には経常利益だって食い潰してしまうと。そういうふうになれば、公社だってその後また解散しなければならぬかという問題になってくるのではないのかなと思うのだけれども、その辺を含めて余市町はどういうふうに動くのか、それをお尋ねいたします。

○商工観光課長（橋端良平君） 8番、吉田議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

まず、赤字体質というご指摘がございました。こちらにつきましては、ご指摘のとおりの部分はあるか存じます。確かに決算の帳簿のつけ方が変わったこともあるのですが、これまでも営業損益の部分でいいますと、ほぼぎりぎり黒字を出している状態が続いておりました。それで、これ以上売り上げが減少すると赤字に転落しかねないというような状況でもありました中で、平成26年9月からの「マッサン」の放送という部分がやはり観光客の大きな入り込みにつながりましたので、その中で大きな収支の改善が図られていったと。その効果が薄れて、また売り上げが減少したということはお見込みのとおりというふうに考えてございます。

それで、交通系カードの話ございました。Suicaは使えないというふうに聞いていたのですが、私の認識が間違っていたら大変申しわけないのですが、SAPICAは使えると、JRとして使えるのか、中央バスの利用客への、それを見越したカード販売なのかという部分、済みません、私ちょっと確認は失念したのですが、そこにつきましては確認をいたしまして、もしJR利用客への利用拡大という部分が可能で、そして必要だということであれば、それは行政としてきちんと振興公社と連携してJRに働きかけるなどというような対応については検討していきたいというふうに考えてございます。

○8番（吉田浩一君） 答弁としてはそうですかと。だから、その辺はJRなのかバスなのかちょっとよくわからないのだけれども、余市に来ている観光客の方の要望としてはJRのほうを使いたいという意見がかなりありますよね。だから、その辺も含めてどうするのかということと、これは振興公社の立ち上げの時代から、その当時余市町の商工観光課と別の組織で観光振興を図りましょうということで、スタートのときはたしか町の課長が行って、社長か専務をやっていたのですよね。

今時代が変わって、それはまずいよということになって專業でやっていると。そういう中で、振興公社の事業内容を見ればいろいろなことが挙げられているのだけれども、今果たしてそこまでできるのかどうか。だから、観光エージェント等の協力要請だとか、ここに各ワイナリーとの連携とかというのも来年の事業計画の中にあるし、これは毎年似たようなものだと思いますけれども、ただそして今観光協会という問題、組織もついているし、その観光協会は逆に余市町が、100%は言わないけれども、2,000万円近くの補助金を出して、そうでなかったら運営できないということもこれもまた事実ですよ。だから、そのところをどうやってすみ分けしていくのかということも含めてそろそろ本格的に検討していかなければならないときではないかなと思うのです。ただ一時的に、例えばJRや中央バスのバスカードなり汽車のあれを入れたってそれは一時的な目先の対策ではないはずなのです。将来的にどうするかという、その辺の展望がなければやはり振興公社も、観光協会はまたこれ別な、全く別法人なのですけれども、似たような事業もやっているのですし、目的も似たようなことになっている。であれば、ちゃんとその辺を余市町としてどうするのか。観光協会のほうも要するに嶋町長のときに今まで商工会議所に委託していたのを新たに独立させましょうということで多額の補助金をどんと出した。それだって未来永劫出すということでもなかったのでしょう、きっと。そのときの計画としては。だけれども、現状としてはそういうふうになっていると。その辺も含めて振興公社と観光協会もどうしていくのかというのを早く方針を出していただきたいなど、そういうことで、その辺の考え方、どういうふうな考え方を持っているのか担当課、担当部としてお尋ねいたします。

○商工観光課長（橋端良平君） 8番、吉田議員からの再度のご質問にご答弁申し上げたいと存じ

ます。

まず、公社とのかかわり方、役員派遣の部分のお話もございました。古い、設立当時の書類などをひもときますと、まず設立趣意書におきましてはこういった記載がございました。自由闊達な民間活力の導入を図るために行政、民間共同出資による第三セクターを設立するという趣旨がありまして、これに基づきまして営利を追求する株式会社余市振興公社としての経営方針を尊重しながらも、行政の補完的機能としての役割を發揮していただくために当初は余市町から余市町の関係者がその取締役就任してございました。しかしながら、ちょっと理由は私も承知はしていませんが、平成16年以降は就任してございません。その後取締役をふやすですとか、そこにまた余市町の関係者が就任するというものを検討した経過はあるのですが、結果的に実現に至っていない状況でございます。そういった中で、公社と我々行政との意思疎通が徐々に不十分になっていった部分というのはあったかと、その部分については反省しなければならないというふうに考えてございます。

その中で、観光協会との話がございました。事務的な中で、ちょっと今後の方針については私申し述べる立場にないので、事務的な部分、事務的といいますか、数字的なものだけ申し上げますと、このたび三百数十万円の経常赤字が出たということとはさておき、やはり振興公社と観光協会の位置づけというものは整理が必要であるということは大きく2つの理由から考えてございました。まず、その一つといたしましては、平成26年に一般社団法人化された観光協会、かつて振興公社に期待をした役割の大半を今観光協会に担っていただいているという部分で機能の重複という部分がございます。その中で、ご指摘ございましたように振興公社、そして観光協会にはそれぞれ2,000万円近い公金を支出している状況でございますので、やは

りそこは何らかの形での、統合という言葉が、私が申し述べる立場にはございませんけれども、何らかの形でのスケールメリットを追求したりですとか、経営の効率化というものを追求をする必要があるというふうに考えてございます。

○**経済部長（渡辺郁尚君）** 8番、吉田議員からのご質問に答弁させていただきたいと思います。

振興公社のあり方、余市町の考え方ということで担当している課、部としての考え方でございます。先ほど担当課長のほうからもご答弁申し上げましたが、当初設立以来振興公社が担ってきた役割は公益性、公共性、公益の部分と収益の部分とを兼ね備えた中で民間の資金、活力等々を有効に活用して、特に余市町が弱いとされていた観光部門ですとか物産品、産品の開発、そういった部分で一定の効果は今まで上げられてきたものというふうには認識はしているところでございます。しかしながら、議員おっしゃるような形で一般社団法人として余市観光協会が今現在活動されている中で、当初の公社としての設立した目的、目標の部分はある程度は達成はされているというふうには認識はしているところでございますが、今後さらに踏み込んだ中でそういった部分、担当課、担当部としてもより一歩踏み込んだ中で公社の経営等々にはかかわっていきたいというふうに考えてございますので、ご理解を願いたいと思います。

○**14番（大物 翔君）** 赤字だからだめで、黒字だからよいという判断では私は物は見ないようにするのですが、特にこういう公的な存在については。ただ、この団体、法人がつくられたときの経過というのは、今部長もお話しされていたように、課長もお話しされていたように、もともとは余市町の中でやっていたことを外に出してやっていったと。行政としての余市町が弱い部分を民間の力を使って支えて、まちおこしに寄与してほしいという願いから配当金も求めないし、財産分与も求めない善意の町民の方と行政が共同出資

する形である会社が誕生していると。昨年定款なども読ませていただいたり、当時のやりとりの記録の一部読んだりしましたら、当時はまだエルラプラザしかなかったのですけれども、あそこを情報発信の拠点にしたいのだという並々ならぬ決意と目標を持っていらしたと。では、それから28年たって、今どうなっているかという、所期の目的を果たしている部分もあるのだけれども、高い理念を実現できていないなというふうにはたから見ていると感じてしまわざるを得ない部分というのが多々見受けられると。今回赤字になりましたという報告書が出たので、改めてエルラプラザ見に行ったのです、私。入って2歩目で回れ右して帰ってきました。頭にきたのです。駅のほうから入っていったら、あそこのバスのチケットだとか売っているコーナーあるのですが、あそこレジカウンターの間テーブルと椅子置いてあるのです。休憩、飲食できるのかなとひょっと見てみたら、コーヒーとアップルパイ買ってくれた人だけ専用ですと。持ち込み飲食しないでくださいと。長い時間使わないでくださいと。純粋な営利企業ではないのですけれども、物を売ったりサービスを売ろうとしている人たちの視点からしたら、これお客さんに嫌われます。高い理念はどこ行ってしまったのですかと。私もずっと小売業長かった人間ですけれども、きのう、きょうでいきなり売り上げ落ちるなんていうことはほぼないのです。ゆっくり、ゆっくり落ちていくのです。最初は、気がつかないぐらいゆっくりなのです。あるとき気がついたら、何でこうなっていると思ったらもう手おくれだったということが圧倒的なのです。売り場というものは、売っている側の意思全てが表現される場所なのです。自分のお客さんしか相手にしていませんと言わんばかりの態度に私は心底腹が立った。本当は多分たむろして飲食する人が余りにもひどかったりしたから、そういうことしたのだろうなというふうには思っているのだけ

れども、だったら飲食全面禁止というふうにするのが筋ではないかなと、もしそういうことならば。あるいは、休憩して待っているときに一つでも物買ってほしいという思いであの場所設置されているのだったら、飲食フリーにしてあげるべきだし、線引きちゃんとしなければまずいと思うのです。だから、確かに観光客の入り込み数はいつときブームになって盛り上がり、今落ちてきているという、その外部関係は当然あるのですけれども、人件費が上がっているという経費的な側面もありますけれども、私はそれ以前の問題だという部分多々あるのではないかなというふうに売り場を見て感じました。

ふだんから余市町と振興公社さんというのはどういう頻度で担当の方とお会いしてミーティングされたりしているのかなというのも聞きたいです。報告書の目的の中に余市町行政の補完的機能を持つ立場の中で行政が進めるまちづくりビジョンを的確に理解し、事業を展開、促進するとなっているので、ということは緊密な連携をしているのが当然だと。その辺どうなっていたのかなというのが1つ。

もう一つは売り場づくりの件。売り場づくりの件については、去年私もたしか決算委員会で申し上げていると思うのです。もっと売り場改革しなければだめではないかと。人に無理かけろという意味ではなくて、見せ方も変えなければいけないし、売り方も変えなければいけないのではないかと話はしていたと思うのですけれども、余り改善されているようには見られないけれども、その辺どうなのかなというのが1つと定款にはいろいろなミッションが掲げられていると。その中で目的は果たせていないのだけれども、まだまだ余力が入れられていないなという部分というのはどこなのだというのが3つ目。

4つ目としては、恐らく振興公社自体も大変困っていると思うのです。なかなか、公社という立

場もありますし、特に借入れを起こしてやっているわけでもないのに、負債でレバレッジかけてダイナミックな運営というふうにはいかないと思うので、どうしたらいいだろうと困っている部分もある。おいそれとあっちにもこっちにも手を広げていったら当然民業圧迫だという批判だって受けかねないから、売上げが立つ、立たないの前に方向性として非常に厳しいかじ取りは常に迫られてしまっている。では、その中で余市町はどういう役割を果たせるのかということも大事です。

5つ目としては、今回大幅な赤字になりました。では、来期の計画上の予想はどうなっているかといったら黒字なのです。電子カードの販売で350万円も赤字が解消できるのかと。仮に入り込み数が変わらなくて、人件費も変わらなくて、売上げも、現在持っている部門、新しく始める部門除いて、既存部門の売上げはそのまんまだとしたら、本当にこれ解消できるのだろうかということと、もう一つ言うと本当はやりたいのだけれども、できなくて困っている部分ってあるのではないかなと。その辺は、ちゃんと打ち合わせされているのかなと。まず、この辺、6点中心に伺います。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

まず初めに、コーヒー、アップルパイのお客様限定、持ち込み禁止という部分でございますけれども、大変申しわけありません、私現状を承知しておりませんでした。場合によっては持ち込みすることが食中毒の問題ですとか、そういったことを懸念しての対応なのかどうかという部分についてもちょっと公社側に確認をさせていただきまして、対応させていただきたいと思っておりますし、先ほどの補正予算の議論の中でもエルプラザに訪れる方に対するホスピタリティーの部分も私発言申し上げましたところもございますので、そこにつ

いては改善が図られるかどうかということも含めて公社側と話をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと存じます。

次に、ミーティングの頻度でございますが、軽微な打ち合わせといたしますのは、月1度報告書をいただいておりますので、その際に、言葉悪いですが、立ち話程度の話は課内ではしてございます。その後指定管理者として観光物産センターの管理をしていただいておりますので、まず3年に1度の基本協定を結ぶ際、そして年度、年度の、都度、都度の年度協定結ぶ際、そしてあと役員会に向けた経営方針に関する確認ですとか、あと役員会終わった後に、役員会出ていないものですから、大変申しわけありません。役員会の結果を報告いただくときに提出されたものに対して経営について少し意見交換はしているところでございます。

続きまして、公社にやってもらいたいこと、望むことという部分でございますが、先ほど吉田議員にご答弁申し上げた点と重複するかもしれませんが、やはり公益、行政の補完機能を果たしていただくためにさまざまな行政ができないことを民間活力を導入してやっていただきたいというのがこの公社の趣旨でございますので、例えばですけれども、営業計画などで地域振興対策事業ですとか、物流対策事業ということが掲げられてございます。その中で具体的に言いますと観光振興ですとか特産品の販路拡大、消費拡大に係るプロモーションというものを当初は期待していたものでございます。ただ、これにつきましても観光協会とのすみ分けという部分で少し曖昧になっている部分がありますし、あと意思疎通が不十分になってきているというところでやはり振興公社のみに責任を負わずことはできない事情もあろうかなというふうには考えてございます。ですので、今後さらに連携を密にして経営改善、そして我々が望む公社のあり方という部分については追求していきたいというふうに考えてございます。

4点目でございますが、公社も困っているのではというお話がございました。これも事実だというふうに思います。もともと設立した段階では余市町が補助金を出すような形で、本当に自主自立ということは念頭になかった組織だったのではないかなというふうには私思うところもあります。ただし、第三セクターのあり方というのがその後見直された部分もあって、自主自立、収益性という部分が望まれていったのかなと。その中で観光協会と機能が競合しているとか、あとそういった部分で振興公社としてどういうふうにかじを切っていたらいいのか、どういうふうに進んでいったらいいのかというところでは振興公社ももしかしたらというか、きっと悩まれていることだと思います。ですので、ここについては、繰り返しの答弁になりますが、きちんとお話をして、その方向性という部分は探ってまいりたいと考えてございます。

次に、来期、第29期の経営目標について、過大ではないかというような趣旨かというふうを受けとめました。これにつきましては、何とも申し上げられない部分あるのですけれども、さすがに赤字の経営計画、営業計画というのを立てるわけにいきませんし、当然公社としては努力目標として掲げたものでございますので、その努力目標を達成していただけるように企業として努力していただきたいと、私たちもできる支援はしていきたいというふうに考えてございます。

○14番(大物 翔君) おおむね理解はしましたがけれども、例えば流通という部門でいえばここ30年とんでもない勢いで社会的に様相が変わったのです。30年前にオンラインストアなんていうのはほぼなかったでしょうし、アマゾンなんて90年代創業ですから、だからそういう意味ではある程度確かに役割としてほかの民間のほうが力をつけた、発展した結果、収入源として見た場合の主戦場とできなくなってしまったという構造上の

悩みというのはあるとは思っています。そういう意味では、部長もさっきおっしゃられたように役割を果たす、結果的に役割が果たされてきたと。これ難しいところですけども、部分もあるかと思うのですが、であれば組織が組織として存続し続けていくためには次の目標を自分たちで設定していかなければならないと思うのです。組織が永続するための絶対条件だと思うのです。誰からも必要とされない組織というのは存在し得ないのです。必要とされないから。ということは、必要とされ続けなければいけないのです。簡単な話ではないのはわかっているのですけれども。であれば、なかなか今の例えば余市町の中だけで見ても手を出したいのだけれども、手を出し切れていない部分と、たくさんあると思うのです。今の振興公社が持っている定款の中でも設定できるミッションというのはたくさんあると思うのです。そこやっぱりしっかり話をしていくという話だったので、簡単にすぐ見つからないかもしれないけれども、そこはじっくりとやっていただきたいというのが1つと、2つとしては赤字の経営計画立てるわけにはいかないというのは確かにわかるのですけれども、ただ投資を行ったり、黒字にならないのに黒字の計画を立てるというのはまずいと思うのです。赤字なら赤字になるというふうにはっきり出さなければだめだと思うのです。ただ、そこにはちゃんとした理由が必要なのですから。例えば構造改革やるから、3年間赤字計上します、1年では無理なのですと、あると思うのです。ということは、この営業計画、損益計画立てていくときも、こんな言い方したくないのだけれども、みずから風を起こすと言ったはずの振興公社が実態は風望みになってしまっている部分あるのではないかなというおそれを私は抱くのです。大変なのはわかっているのですけれども。だから、そこはやっぱり正直にやったほうがいいと思うのです。頑張りますだけではやっぱりまずいわけで

すから。結果赤字になったというならそれはそれで、状況にもよりますけれども、私は赤字だからだめだという言い方はきつしなないと思うのです。目的持って赤出すのなら、それはそれで仕方ないと思うのです。問題は、きのうと同じ延長線であしたはやらないでくれというところだと思うのですが、そのあたりどうでしょう。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

まず、最初にご指摘のありました流通のあり方が、公社設立以来確かにダイナミックに世の中は変わっていくのかなという中で振興公社が果たそうとする役割が果たせていないという部分はあろうかと思えます。ただ、それを言いますと役割、設立当初の目的が果たされたといいますか、その役割を終えたという言葉はちょっと乱暴ですけども、今後どうあるべきかということは、先ほど来お話ししておりますように、観光協会との統合、機能のすみ分けという部分も含めて検討していかなければならないのかなというふうには考えてございます。

あと、定款の中で手をつけていないけれども、今後できることという部分につきましては、確かに定款の中にはさまざまな、例えば土地取引などもありますけれども、そういった部分については今現在新たな事業ということで望むことは担当の立場としては今考えてございません。

あと、営業計画、経営計画の部分でございますが、何らかの見通しのある中で赤字ということを計上するということは確かにあろうかと思えます。ただ、やはり公社としては努力目標として今回この数字を掲げてございまして、例えば物販だけの売り上げでいいますとエルプラザの中での売り上げというのは大体3割程度で、残り7割は道の駅の売店であったり、あと宇宙記念館のミュージアムショップでございまして、公益性、公共性という部分と収益性の両立というのはもう少

し、いま一步の努力があれば実現できない数字でもないのかなと。今回の営業計画も含めてですけれども。ですので、繰り返しになりますけれども、この営業計画、努力目標が達成できるように努力していただきたいというふうに考えてございます。

○14番（大物 翔君） 昨年も私申し上げたかと思うのですが、そういう意味ではこれがいのかどうかはわからないけれども、商品開発というのも定款の中にたしか書かれているはずなのです。もちろん地場の企業ですとか、あるいは業者さん、個人も含めてのコラボレーションとでも言うのでしょうか。だから、そういう意味では恐らく現状の振興公社さんというのは自社商品的なものがきつとないと思うのです、物について言えば。恐らく仕入れてきて販売しているものが大半なのかなと。そういう意味では、自社商品を時間はかかっても持って行って、それをブランドとしてちゃんと持つという。公的な部分をどんどん頑張ろうと思ったら、きつと赤字って膨らみやすくなってしまうと思うのです。でも、それがあ意味公社の大事な役割の一つであるとするならば、それを補える、余市町の財政からどんどん、どんどん公金入れてというわけにはなかなかいかない事情もあるでしょうから、かといってもう自分で全部頑張ってくれと見放すことも当然できないし、しなないと思うので、だったら間もなく30周年に入っていくわけだから、助けもするし、手伝いもするけれども、ゆっくり時間をかけて木を育てていくというつもりで、そういうソフト部門とかもちゃんと持ってあげる、持って行って育ててあげるというのも大事な視点ではないかなと思うのですけれども、再度いかがでしょう。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

収益性をこちらのほうとしても公社に求めなが

ら、そして公共性も求めながらというところで、公社としてもなかなか立ち行かない部分もあろうかなということ、確かに自社製品というのとはほとんどないというふうに考えてございます。ただ、木を育てるといふご指摘もございましたけれども、非常に乱暴な言葉なのですけれども、育てていく木なのか、それとも何らかの形で経営のスリム化ですとか、他の主体との機能のすみ分けという部分も考えていく必要があるかなというふうに考えてございます。

○16番（藤野博三君） ちょっと二、三質問させていただきます。

1つは、ちょっとこれ揚げ足とるようで悪いのだけれども、この振興公社には町の補助金は出ていないよね。補助金というような話を何回かされていたみたいだけれども、あくまでもこれあるのは指定管理料、受託料、利用料でしょう。これは補助金ではないよね、1つは、まず。ちゃんと、指定管理料にしてもこれは別な議会の議決で3年間そういうふうになっているわけだから、もしそういう認識であるのであればこれはちょっと物の考え方が違うのかなというところもあるので、その件ちょっともう一度確認しておきます。

それと、もう一つ、民間の企業であれば、株式会社という名前つくぐらいだから、一応振興公社も民間とみなせば民間なのだ。公の資本は入っているけれども。そうなれば、もし赤字になったら何考えますか。経費の削減ではないですか。それせずに会社なんて成り立っていくわけがないのだから。この中にも何人も会社の経営者もいるけれども、まずそこです。それから、そこを見ても、これ来年度の予算見ても経費、特に人件費なんて減っていないよね。若干ふえているぐらいだよ。それは、ちょっと違うと思うのだ。本来は、赤字であれば次の年は人件費含めた経費をうんと切り詰めた中で皆さん、頑張っていきましょうとなるのではないかな、普通は。その辺は、ここに

いる方はエルラの社員でもないし、役員さんはいられるかもしれないけれども。その中でやはり自分の身を切るということは会社を経営、運営するには非常に大事なことだと思うのだ。その辺をちょっとどう考えているのか。これ将来的には、今まで何回も話出ているけれども、やはり設立したときのいろいろな目標、その他は今現実に担っているのは観光協会だと思うのです。これやっぱり将来的には、赤字になったからすぐとはいかないかもしれないけれども、ただ赤字体質というのはこれ昔からあるわけだから、そうであれば何らかの統合を図っていくような考え方も必要ではないのかなと私は考えるのだけれども、その辺についても答弁お願いいたします。

○商工観光課長（橋端良平君） 16番、藤野議員からのご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

まず、補助金というお話がございましたけれども、私補助金ということ申し上げたつもりはございませんで、振興公社に対して支出している公金という形で申し述べましたけれども、まず大きく観光物産センター、エルラプラザの指定管理料として1,500万円程度、そして道の駅の管理委託料として400万円程度、約2,000万円弱の公金を支出しております。それが補助金であろうが、どういった費目であろうが、やはり公金として支出している以上、競合する機能を持つ組織が複数あるのであればその機能というものの整理ということは必ずや行わなければならないものなのかなというふうには考えてございます。

あと、2点目で赤字になれば経費を削減と、人件費に手をつけるというようなお話かと存じましたけれども、まずもってこれはあくまでも経営者側の考え方でございますので、今藤野議員からご指摘いただいたことにつきましては、そういった議会でのご意見があったということは申し伝えたいというふうに考えてございます。

最後に、観光協会との統合ということでござい

ますが、1点目のご質問に対する答弁と重複いたしますが、決して統合ということは私の立場で言えるものでもありませんし、まだそこまで具体的に考えているものではございませんけれども、機能のすみ分け、整理ということは今後必ずや考えていくことになろうかというふうに考えてございます。

○16番（藤野博三君） 課長が公金という形で言った、それは言った、言わないの話だから。ただ、現実問題としてこの指定管理料というのは通常の公金とは全然意味違うよね。どっちかという民間が工事やって、公共団体からその工事の、手数料と言ったらおかしい、工事料としていただくのと似ているものなのです。この公金を出しているという考えは、これはちょっと違うと思う。指定管理者というのは、そういうことではないから。ただ、役所のかわりをするということについては、そういうことかもしれない。考え方としてはそうかもしれないけれども、あくまでもあそこの管理している対価として、指定管理している対価としてこれ役所から払っているわけだから。どこかの工事やって、それが役所からその工事の代金払っているのと基本的にはかわりないのです。その辺の中では、振興公社は振興公社で一生懸命努力はしていると思うのだけれども、ただその辺の考え方はやはりちゃんとしてもらいたい。ちゃんとしてもらいたいと言ったら意味がおかしいかな。通常の公金とはまた違うと私は理解しているのです。その辺はぜひ、それから補助団体ではないのです、振興公社は。補助金としては出てないわけだ。皆何かの対価で、この受託料にしても利用料にしてもそうだろうし、利用料はこれ指定管理者の契約の中でそれを収受してもいいですよということになっているから、そうなっているだけの話であって、だからその辺やっぱり町としても考えはきちんとしていただきたいと思います。

1つは、これは我々民間人からすれば売り上げ

と仕入れ、簡単な話です、引いたものが利益になる。これが出てこないとなれば、人件費を削るということは人を少なくするか給料を下げるしかないと思うのだ。現実には、少しだけでも、ふえているでしょう。それはいろいろな物価の上昇とかなんとかとふえることもあるかもしれない。でも、その辺は赤字を出してはいけないから、来年度の一応予算は黒字になっている。黒字にするの簡単なのだ。売り上げ上げればいいのだから。来年度予算の売り上げ上げればいいのだ。でも、その辺は実際仕事する、商売するとなれば、観光客ってことし100万来ても来年70万になるかもしれないのです。そう考えれば、まずは会社の中をちゃんとするというのも大事なことでないか。経営は違うわけだから、ここでそれを言っても水かけ論になるところがあるかもしれないけれども、その辺はやっぱりちゃんとするべきではないかなと思うのです。それについてもご答弁お願いいたします。

○商工観光課長（橋端良平君） 16番、藤野議員からの再度のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

まず、指定管理料についてのお話でございますが、藤野議員おっしゃるとおり、全くそのとおり対価でございます。ですので、機能を整理することによりまして対価を下げるのが可能かもしれないというふうに私考えておりまして、それについては、今現在振興公社に対してはこのような業務をお願いしたいということの中で積算した指定管理料でございますので、機能を整理することによっては一方で上がるかもしれませんが、下げることできるのかなど。やはりそのスケールメリット、効率化という部分は追求していくべきものであるというふうに考えてございます。

また、人件費を削るということでございますが、まず経過だけお話ししておきますと、やはり従業員かわっておりませんので、定期昇給もあるかも

しれませんけれども、これは昨年度と比較いたしますと、本当は採用したかったですけれども、なかなか応募がなかったということで、昨年度といますか第27期の段階では採用したいのですけれども、応募がなくて採用できなかったと。それで、28期には募集に対して応募があったということで、人件費で、1年分ではないのですけれども、数カ月分の採用があったということで、それで人件費が増額になったというふうには伺っておりますし、可能であるならば、経費削減、経費節減、そして売り上げ増とさまざまな黒字をもたらすための企業努力というのはあるかと思えますけれども、人件費に真っ先に手をつけるということだけは振興公社のほうにはそれをしてくれというような指導というのは私はちょっと難しいというふうに考えてございます。

○16番（藤野博三君） 少ししつこいようだけれども、いいのだ。指定管理料1,400万円ならこれはこれでちゃんと提案した中で契約している。誰もこれを減らせとか、そういったこと言っていない。これは、別の契約でちゃんと指定管理の中でやっていることだから、それはそれで全然、ここでこれを減らせとか、そういうことは言っていない。一番問題なのはやっぱり経費。だって、人を減らせない、そうしたら絶対赤字になるに決まっているのではないですか。または、もし何か従業員と話した中でこれこれこうで経費削減したいというようなことは経営者としては当然従業員に意見を求めるというか、また同意していただくという何かの、これ人数今のままだから経費削減できませんというのであれば、会社経営としては俺は違うのではないかなと思います。ここでこれ以上はもう言いませんけれども、その辺はちょっともし考えあったらもう一度お願いいたします。

○商工観光課長（橋端良平君） 16番、藤野議員の再度のご質問でございますが、申しわけありません。繰り返しの答弁になりますけれども、さま

ざまな努力はしていただきたいということは振興公社側に申し入れはいたしますけれども、真っ先に人件費に手をつけるということは私は申し上げる気はないということだけは明確にここで申し上げておきたいと思います。

○2番（吉田 豊君） まず、1つは単年度の収支が赤字で、いわゆる振興公社の命運を左右するような、そんな判断というか、いろいろな議論をしているという中ではその辺はちょっと好ましくないのではないかなと。会社というのは長く続いているから、単年度で赤字の場合もあるし、黒字の場合もあるから、ある程度きちんと見なければならぬのだけれども、この決算書はこのままでは公社の経営の弾力性がなくなってきていますよという決算書だから、そういう意味では筆頭株主の余市町がいわゆる会社の情報を的確に把握して、その方向性を決めていくということが望ましい姿だと、そういうふうに思っています。28期の決算では、前期繰越利益剰余金が2,587万3,594円、今回赤字になって、357万8,397円の赤字になっている。しかし、依然として繰り越しになる未処分利益剰余金は2,229万5,197円あるわけだから、単年度の形の中ではこういう形だけれども、この形の中ではいささかも問題ないのではないかな。ただ、問題となるのは、いわゆる費用の部分で5,477万円ぐらいかかるのだと言っているのだけれども、現金と未収金合わせて3,100万円しかない。あと、町からの管理料とか利用料が2,300万円だから、それは合わせると現金あり高、流動資産のいわゆる現金預金のあり高と町から入ってくるお金で5,400万円ぐらいになっている。ちょんちょんなのです。このちょんちょんの中でも、それを除いても2,000万円の定期預金しているでしょう。その2,000万円の定期預金というのはずっと最初から2,000万円定期預金しているのだけれども、それは株主が出資した2,000万円です。だから依然として株主に対する金は持っているということなのだ。

ただ、今回はいろいろな危機的なことも考えて、自己の株式20株を処分したということで、100万円を。だから、それだけのことでしょう。だから、その成果というのは数字で必ずあらわれてくるのだから、来年。だから、この1年間行政側はきちんと振興公社からの確ないわゆる数字とか、そういうものを的確にもらうということが、情報をもらうということが必要だと思う。それで、きちんとした判断をすることが筆頭株主の責任だと思っているのです。だから、私はそういう手法が望ましいと思っています。

○**商工観光課長（橋端良平君）** 2番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

議員おっしゃられるとおり、このたびの赤字が直ちにこの余市振興公社の経営の根幹を左右するというような状況にないということをご指摘のとおりでございまして、ただしこれが続くと経営の弾力性が失われていくということもまずもってそのとおりだというふうに考えてございます。ですので、先ほど吉田浩一議員のご質問にもご答弁申し上げましたけれども、株主としての関与の仕方なのか、それとも役員、取締役としての関与なのかということとは別といたしまして、振興公社との連携ということは密にしていまして、しっかりと情報共有して、経営の部分についても何らかの助言ですとか指導できるような体制をとっていきたいと考えてございますので、よろしく願います。

○**議長（中井寿夫君）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 株式会社余市振興公社の第28期（平成30年度）経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○**議長（中井寿夫君）** 日程第12、報告第4号 株式会社まほろば宅地管理公社の第8期（平成30年度）経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**まちづくり計画課長（千葉雅樹君）** ただいま上程されました報告第4号 株式会社まほろば宅地管理公社の第8期（平成30年度）経営状況の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社まほろば宅地管理公社の第8期における経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

以下、報告第4号を朗読申し上げます。

報告第4号 株式会社まほろば宅地管理公社の第8期（平成30年度）経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社まほろば宅地管理公社の第8期（平成30年度）経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和元年6月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第8期経営状況報告書並びに第9期経営計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○2番（吉田 豊君） 同じく決算上は赤字になっているのだけれども、赤字の内容というのは振興公社の決算書と全く違うということで理解していただきたいなと思って。まほろばのこの地域は、基本的に行政が持っているいわゆる土地がどうかこうかということよりも、その地域全体で考えるということがこの地域のことなのです。そういう意味では、換地の販売実績が15区画があったと。だから、それなりの販売促進活動は少なくとも遅いかもしれないけれども、少しずつ、少しずつできているという判断だということなのです。それで、この15区画のうち基本的に行政側が調べておいてもらいたいのがいわゆるこの中に地方から来た人がそこに住宅を建設したかということです。そういう人方は固定資産税だとか道、町民税だとか、あるいは地方交付税だとか、そういうところにいわゆる算入されてきたり、納付、税金納めたりしてきているわけだから、そういう意味では余市町の人口も歯どめかかっているという意味だと。だから、全体で考えるとこの決算書が赤字になったからって問題視するという、そういうことは余り考えなくていいのではないかなと。ただ、問題視するのは、いわゆる銀行から借りている金が1億3,400万円、それから実際問題土地の帳簿価格が1億2,700万円、これただこの数字上だけでいえばそういうふうになります。それでは、そこに765万5,000円の差が出るわけ。それは、絶対もって公社では、まほろばのところでは返済できない金だから、物が無いのだから。それで、なおかつ資本金を例えば食い潰していけば、これに資本金の食い潰した額は基本的に余市町は覚悟し

なければだめだということなのです。だから、そういう意味を考えれば、この管理公社も含めて、その地域も含めていわゆる販売促進に努力されるということが望ましいと思うのです。そういうことをこの決算書を見て再度その辺を整理してもらえればと、そういうふうに思っております。

○まちづくり計画課長（千葉雅樹君） 2番、吉田議員からのご質問にお答えいたします。

今お話しされましたように、15区画のうちの中
の転入者の数等により固定資産税だとか道、町民税が余市町の収入になるということでございますので、今後につきましては転入者等の数等含めまして町全体でのこの地区の販売促進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○8番（吉田浩一君） ちょっとわからないので、教えてください。

報告書の1ページの下に平成30年度における販売状況については本年3月末時点で15区画の販売というふうに書いていますよね。これは、要するに民間の方が15区画売ったということなのでしょう

か。
それと、現時点で、8期が終わった時点でまほろば管理公社が持っている区画は何区画持っているのですか。

これ、以上、お願いします。

○まちづくり計画課長（千葉雅樹君） 8番、吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の本年3月末時点での15区画の販売でございますが、これにつきましては民間の方が所有している土地が全て15区画売れたと。民間の方が所有している土地ということでございます。

あと、現在まほろば宅地管理公社が所有している区画でございますが、今現在で29区画所有しているということになっております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 株式会社まほろば宅地管理公社の第8期(平成30年度)経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第13、意見案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める要望意見書、日程第14、意見案第2号 新たな過疎対策法の制定を求める要望意見書、日程第15、意見案第3号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める要望意見書、日程第16、意見案第4号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める要望意見書、日程第17、意見案第5号 特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める要望意見書、日程第18、意見案第6号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書、日程第

19、意見案第7号 高齢に伴う難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める要望意見書、日程第20、意見案第8号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書の以上8件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第13ないし日程第20を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第8号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 新たな過疎対策法の制定を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号「国の責任による35人以下学級の前進」を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号「特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成標準の改善」を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号「地方財政の充実・強化」を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第7号「高齢に伴う難聴者の補

聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第8号「北海道最低賃金改正等」に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第21、意見案第9号

「給食費の無償化」を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第9号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第9号「給食費の無償化」を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第22、意見案第10号 信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第10号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第10号 信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第23、意見案第11号 国によるフランチャイズ規制法の制定を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第11号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第11号 国によるフランチャイズ規制法の制定を求める要望意見書は、否決され

ました。

○議長（中井寿夫君） 日程第24、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣をすることに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第25、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和元年余市町議会第2回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時29分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 16番 藤 野 博 三

余市町議会議員 17番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 18番 溝 口 賢 誇